



# 島根県報

平成24年3月27日（火）

号外第29号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

# 告 示

## 島根県告示第184号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
一般国道	187号	鹿足郡吉賀町柿木村大野原510番3地先から同番8地先まで	前	メートル 14.50～ 17.00	メートル 51.00	交通安全工事 拡幅	
			後	13.40～ 17.40	51.00		
"	"	鹿足郡吉賀町柿木村木部谷470番地先から同472番2地先まで	前	8.60～ 11.70	135.00	益田県土整備事務所津和野土木事業所 交通安全工事 拡幅	
			後	9.90～ 12.30	135.00		
"	"	鹿足郡吉賀町柿木村大野原724番3地先から同村柿木1365番11地先まで	前	8.60～ 9.70	40.00	交通安全工事 拡幅	
			後	9.70～ 14.30	40.00		
県 道	出雲三刀屋線	出雲市大津町大字三谷3233番地先から同3302番2地先まで	前	A	7.00	335.00	出雲県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 河川管理者へ返還
				B	7.00～ 8.50	335.00	
			後	B	7.00～ 8.50	335.00	
"	中村津戸港線	隠岐郡隠岐の島町都万ヲトシヤ1135番1地先から同町都万ヲボミ1375番2地先まで	前	5.00～ 11.40	56.20	隠岐支庁県土整備局 災害復旧工事 拡幅	
			後	5.00～ 12.40	56.20		

## 島根県告示第185号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	187号	鹿足郡吉賀町柿木村大野原510番3地先から同番8地先まで	メートル 51.00	平成24年 3月30日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	
〃	〃	鹿足郡吉賀町柿木村木部谷470番地先から同472番2地先まで	135.00	平成24年 3月30日		
県道	日貫川本線	邑智郡邑南町日貫1133番地先から同3850番1地先まで	166.80	平成24年 3月30日	県央県土整備事務所	
〃	中村津戸港線	隠岐郡隠岐の島町都万ヲトシヤ1135番1地先から同町都万ヲボミ1375番2地先まで	56.20	平成24年 3月27日	隠岐支庁県土整備局	